

令和2年5月12日

自賠責共済の新型コロナウイルス感染症対策について（追加措置）

国土交通省より新型コロナウイルス感染症対策として自動車検査証の有効期限の伸長の追加措置が公示されました。

<令和2年5月8日公示>

自動車検査証の有効期間を伸長します～新型コロナウイルス感染症対策～（国土交通省ホームページ）http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000242.html

これにともない、自賠責共済（自動車損害賠償責任共済）についても継続契約手続きおよび共済掛金の払い込みについての追加の特別措置を以下のとおり実施いたします。

1. 特別措置の対象となる地域

緊急事態宣言（4/8）対象地域※1

（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県）

緊急事態宣言（4/16）対象地域

（7都府県を除く40道府県）

緊急事態宣言の期間延長（5/4）対象地域（全国）※2

※1 緊急事態宣言対象地域とは、国土交通省報道発表資料の「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域」のことを言います。

※2 緊急事態宣言の期間延長対象地域は、4/8宣言対象地域の7都府県および4/16宣言対象地域の40道府県を併せた全国47都道府県です。

2. 特別措置の内容

（1）継続契約の締結手続の猶予

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年2月28日から2020年6月30日まで※1※2の自動車に付保された共済契約であり、2020年2月28日から2020年7月1日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年7月1日を限度として、猶予します。

※1 ただし、以下の自動車に付保した継続契約は除きます。（継続契約締結手続猶予の適用対象外）。

①緊急事態宣言（4/8）対象地域：自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月7日までに到来する自動車

②緊急事態宣言（4/16）対象地域：自動車検査証記載の有効期間の満了日が
2020年4月1日から2020年4月16日までに到来する自動車

※2 自動車検査証記載の有効期間の伸長の適用可否については運輸支局に確認してください。

[検査対象外車]

2020年2月28日から2020年7月1日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年7月1日を限度として、猶予します。※

※ 緊急事態宣言（4/8）対象地域、緊急事態宣言（4/16）対象地域で共通。

(2) 継続契約の共済掛金払込みの猶予

2020年2月28日から6ヵ月後の末日（2020年8月31日）に契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みを、6ヵ月後の末日（2020年8月31日）を限度として、猶予します。

(注) ただし、以下の自動車に付保した継続契約は除きます。(継続契約の共済掛金払込み猶予の適用対象外)

①緊急事態宣言（4/8）対象地域：自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月7日までに到来する自動車

②緊急事態宣言（4/16）対象地域：自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月16日までに到来する自動車

この特別措置の適用を受けるためには、「共済契約者に対する特別措置適用申請書」を提出していただく必要があります。特別措置の適用を希望される方は、当組合または共済代理所にお問合せください。